

令和5年度第3回佐賀県地域医療構想調整会議中部構想区域分科会(説明資料)

令和6年2月7日 佐賀県障害福祉課

あまねクリニックにおける病床設置の意義について

在宅で医療的ケア児を介護されている方の一時休息(レスパイト)を支援するため、医療的ケア児を一時的に受け入れる県内の施設数は、現状、十分とは言えない状況。特に、重度者や緊急時の受け入れ先は厳しい状況である。

1 医療的ケア児を受け入れる障害福祉サービス

○福祉型ショートステイ

- ・障害福祉サービスの「福祉型短期入所」で、障害支援区分が1以上の障害者に対し「1日～短期間、入浴・排泄・食事のほか必要な介護を提供する障害福祉サービス」をいう。
- ・主に入所施設やグループホームに併設されている。

○医療型ショートステイ

- ・障害福祉サービスの「医療型短期入所」で、「1日～短期間、入浴・排泄・食事のほか必要な医療的ケアや介護を提供する障害福祉サービス」をいう。
- ・医療型ショートステイは、日帰り型と宿泊対応型の二つに分類される。

■サービスの提供者

- ・日帰り型の医療型ショートステイは、無床診療所も実施することができる。
- ・宿泊対応型の医療型ショートステイは、病院、診療所(有床)、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能となっている。
- ・一般社団法人あまねは無床診療所(あまねクリニック)を運営しているため、日帰り型の医療型ショートステイとして重度医療的ケア児を受け入れている。
- ・あまねクリニックに病床を設置することができれば、宿泊対応のレスパイトが可能となる。

2 県内における短期入所の状況

- ・県内に91箇所の短期入所(R6.1.1 時点)があり、このうち、医療型短期入所は 8 箇所(宿泊対応型は5箇所)となっている。短期入所利用者の令和4年度実績は 373 名となっている。
- ・中部医療圏域では、医療的ケア児を受け入れる医療型ショートステイは、一般社団法人あまね(無床診療所併設の日中レスパイト)と佐賀整肢学園(病院併設の宿泊型レスパイト)があるが、これだけでは利用者のニーズを満たしているとは言えない状況。
- ・また、福祉型ショートステイにも医療的ケア児の受け入れをしている事業所が4カ所あるが、医療的ケア児に対応できる専門的な人員体制の確保など課題もあり、ニーズに十分対応できていない。
 - ・施設入所から地域への移行の流れの中で、今後も利用ニーズの増加を見込んでいる。(なかでも特に、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児の受入体制が十分でなく、さらなる充実を図る必要がある。)

3. 医療的ケア児をとりまく全国及び佐賀県の状況

(全国の状況)

全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人(推計)であり、平成17年度と比較すると倍増している。



(佐賀県のニーズ)

- ・県内の医療的ケア児は約160名と推計しており、レスパイト施設のニーズは高い(R3年度県調査)。
- ・現行の第6期県障害福祉計画においても「レスパイトの充実」を掲げており、新たなレスパイト施設の開設を促進することとしている。

(ニーズに対する課題)

○施設側の課題

- ・利用できる施設が近くにない、また、近くに施設があっても空きがない。
- ・施設に対応できる医療関係者がおらず医療行為ができない。

○利用者側の課題

- ・利用者側に預けるのが不安という意見もある。(医療体制が十分でない、預けたことがないから、などの理由が推測される。)

(県の考え方)

○現在、県内に8箇所の医療型短期入所事業所があるが、次年度改定予定の第7期県障害福祉計画において、さらに医療型短期入所を増やすこととしている。

- ・医療的ケア児を受け入れるレスパイト施設は供給不足の状態であり、県としては今後もその数を増やしていく必要がある。
- ・一般社団法人あまねでは、日中レスパイトとして医療的ケア児を受け入れる医療型ショートステイを運営しているが、重度の医療的ケア児に対し持続的・安定的にサービスを提供するためには、医療の病床を有する宿泊対応型に移行することが望ましい。
- ・よって、あまねクリニックにおける特例診療所による病床設置は必要であると考えている。